

赤星

月刊

5月2002年 No.15 (通巻357号)

本号300円 (毎月1日発行)
年間購読料 1部3000円 (送料別)
(送料) 密封1000円 開封800円

THE SEKISEI (RED STAR/ROTE STERN)

編集 共産主義者同盟 (DER BUND DER KOMMUNISTEN)

発行所 蜂起社 東京都江東区大島3-9-25/TEL 03-5626-8262
(関西支社)大阪市北区菅栄町10-10 岸本ビル/TEL 06-6357-6975
発行人 南 安明 <振替> 00120-2-1512 蜂起社・南安明

紙面案内

- ① 4・28安保—沖縄闘争
- ② パレスチナ国際連帯
- ③ 三里塚/山谷/アソシエ/アタック・ジャパン
- ④ 沖縄/メディア規制法

日米安保条約50周年—沖縄「復帰」30年弾劾!

4・28安保—沖縄闘争に決起



4・28集会—デモを勝ち取る!

安保条約50周年—沖縄「復帰」30周年弾劾/有事立法粉砕、改憲阻止/4・28集会・デモが、有事立法—改憲阻止—反帝国際連帯・反戦闘争実行委員会(略称・反戦闘争実)の主催のもと、百数十名の労働者人民の結集によって戦い取られた。

反帝・国際主義の政治勢力の前進を

4・28闘争にあたって、我々が主張した点は3点である。1点目は、焦眉の課題である有事法制をめぐる闘いについて、2点目は、緊迫するパレスチナ情勢について、3点目は、我々の闘いの基本的な立場についてである。

まず第1に、有事法制関連法案を阻止する闘いについて、何よりもはっきりとおさえなければならぬことは、有事法制と自衛隊を参戦させる時、労働者人民を戦争に動員・協力させるための法律であり、文字通り「戦争法」に他ならないということである。

首相小泉が唱える「備えあれば憂いなし」の「憂い」とは、一体何を心配しているのか。それは「国民の安全を守る」という名分の裏面に、戦争に協力しない者・反対する者も自衛隊の出動を妨害する者は何とぞ弾圧しないと邪魔だ、如斯いばならないというその意味での「後顧の憂い」のことなのだ。

まさに有事法制の真の狙いが、諸個人の自由や権利(私権)を制限・侵害することを、「有事」の名の下に正当化することにあるのだと訴えていかねばならない。

有事法制は紛れもなく、戦争への道を開き、参戦国化の総仕上げをもうけるんで改憲への突破口をなすもの

明を行い、集会決議とスロガンを採択した後、宮下公園までのデモを闘い抜いた。それゆえ、有事法制を運ぶことは、内堀・外堀を埋められ、いよいよ改憲という本丸に手がかけられることを許すことになる。

与野党を含めた疑惑まみれ利権まみれで、収賄や詐欺容疑等で毎年のように逮捕者を出す国会。「企業ならとくに潰れている」「(朝日)4・9付社説」と形容されるような国会の攻防は、もはや、あてにはできない。議会政治に期待しようという方がおかしい。とことん議会政治に対する「政治不信」に徹すべきだ。政治の貧困や混乱をただ他人事のように嘆いているのではなく、一人一人が、選挙への集票活動を優先して大衆運動の前進を考えない日共等既成政党への幻想を捨て、きっぱりと見切りをつけて、革命的大衆行動に立ち上がり大衆運動の前進のみが政治を変えんと訴えることだ。

「冷戦」は終結し、それまで日本の最大の仮想敵国としていた連が崩壊して、明らかに「脅威」は遠のいている。にもかかわらず、小泉政権は、昨年の「9・11米同時テロ」事件や「不審船」撃沈事件を追い風にして新たな「脅威」を打ち上げ有事「戦争」を備えるという有事法制関連法案を国会の最大の目玉にしようとしているのだ。一体全体どこの国が日本に戦争をしかけてくるというのか、そういう現実性がないのにどうして99年の周辺事態法、01年のテロ対策特措法によって参戦国化を進めているのか今の小泉政権だ。

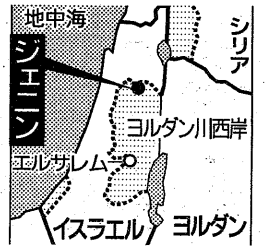
問題には目もくれず、労働者を人民に「痛み」を押しつけて戦争体制づくりを行うつづを抜かしている小泉政権。国内植民地の抑圧構造によって沖縄民衆に基地の重圧を押し付け日米安保体制の強化に躍起になっている小泉政権。このような政権はもはや労働者人民と沖縄民衆の怒りを結集して団結して打倒する以外にない。

第2は、緊迫するパレスチナ情勢についてである。またしても米アッシュ政権の中東政策は2転3転し「迷走」を繰り返した。米アッシュ政権が唱えている「反テロ戦争」「反テロ国際協調」は、パレスチナ問題をめぐる、破壊と挫折をさらけ出したと言える。まさに米帝にとって、中東政策は「アキレス腱」であり、パレスチナ問題は、その中東政策に深く突き刺さった「トゲ」だと言ったことができる。

パレスチナへのイスラエル軍の侵攻、再占領を「自衛権の行使」として擁護し、その後ろ盾となつてやっていた放題、「思うがまま」にやらせて虐殺の手助けをした米帝の責任も断罪されなければならぬ。

シエリンでの虐殺をはじめイスラエルの戦争犯罪が明らかにされつつあるにもかかわらず、この戦争犯罪人・虐殺者シャロンを「平和の人」と呼ぶ米アッシュ政権に「和平の仲介役」としての資格などないことは明白だ。アラブの親米各国をはじめ欧州の同盟国など国際世論のイスラエル非難の高まりを見て、その反イスラエル感情を鎮静化しようとして欺瞞的に「仲介役」を装っているだけだ。圧倒的な軍事力行使さえすれば簡単にパレスチナ民衆の抵抗をくじくことができると思っていたイスラエルの首相シャロンは、パレスチナ民衆の「捨て身の徹底抗戦」にあり、その「抵抗の潜在力」の大きさを完全に見誤った。逆に国際的な非難を集め孤立を深めるといふシレナマに陥っている。

パレスチナ国際連帯へ！



イスラエル・シヤロン政権の戦争犯罪・虐殺を許すな！

3月29日のイスラエル軍によるパレスチナ・ヨルダン川西岸自治区への大規模な侵襲・再占領から1か月が経ち、ジェニンの難民キャンプでの虐殺をはじめ、イスラエル軍によるパレスチナ民衆大量殺りく・戦争犯罪が明らかになっていく。イスラエル首相シヤロンは虐殺者であり戦争犯罪者だ。このシヤロンを「平和の人」と呼び、常にイスラエルの侵略行為の後ろ盾となってきた米ブッシュ政権もこの虐殺・戦争犯罪の共犯者である。

根っからの「武力信奉主義者」であるシヤロンは、軍事力による占領政策の継続——強硬な戦争路線——しか頭になく、「和平」など望んでいない。そもそもシヤロンのリクード党は、西岸地区の支配と植民地拡大、すなわち占領政策の継続を掲げており、98年に労働党政権のラビンがPL



パレスチナ・ヨルダン川西岸ジェニン。イスラエル軍によって破壊され、がれきの山になった難民キャンプ

は追放を自願していたのである。だが、軍事力の行使で強行突破を図るシヤロンに何か「将来を展望する」戦略があるわけでもない。パレスチナ人の連綿する自暴攻撃によって多くの犠牲者を出し治安回復も達成できず支持率も劇的に落ち込んでいたシヤロン政権は、自らの政権の危機と国内に広がる厭戦意識を戦争によって乗り切り支持率を挽回することしか考えていないのだ。窮地に陥った為政者がよく使う手法だ。こうしてシヤロンの強硬姿勢に危うさを感じ「新たなレバノン侵襲(82年)に国を引きずり込もうとしている」と警告するイスラエル内の和平派もいる。

高まる国際世論の撤退要求にも耳を貸さず、厳しい非難を浴びて国際的な孤立を深めようとも占領政策を継続するシヤロン政権の頑迷さを下支えしているのは、シオニズム(偏狭なユダヤ民族主義)に裏付けられたパレスチナ人へのむき出しの民族的増悪である。そもそも占領地からの撤退を求める国連安保理決議に逆らって、占領地への入植地建設やパレスチナ人の住宅破壊など国際法違反を繰り返すイスラエルこそ「ならず者国家」と言える。ジェニンのパレスチナ住民の「虐殺疑惑」をめぐる国連調査団の受け入れを拒否し拒否し続けているのも、戦争犯罪の立証や占領政策を自己への批判につながらかねないことを恐れているからだ。

兵士の中から慰問に訪れたシヤロンに「僕(パレスチナ人の)子供たちを次々に家から引きずり出した。次に何をしようと言うのか」と食ってかかった者がいたことが報じられている(4月10日、ジェニンの前線基地)。ように、軍内部にも今回の侵襲作戦への疑問が広がり始めている。占領地での軍務拒否を表明する兵士も既に約4000人のほびていると言っている。しかも10代の高校生らの間に収監覚悟で「兵役義務」そのものを拒否し「占領に反対」する運動が広がっている。昨年9月、高校生62人が、首相シヤロンらに「なぜ私たちが兵役を拒否するか」と題する手紙を送った。それには「土地の強制収用、家屋の破壊、パレスチナ自治区の封鎖、拷問、病院に行くことの妨害など、イスラエルは国際人権法を侵害しています」と「良心に従い、パレスチナ民衆の抑圧にかかわるのを拒否します」と書かれている。

3月29日のイスラエル軍による侵襲以来、この1か月でパレスチナ側の死者は1000人に達するのではなかろうかと見られている。また拘束されたパレスチナ人は4000人を超えている。「町は破壊された。遺体は埋葬する者もなく、家族の目にさらされている。負傷し路上に倒れた者は血を流し、やがて死んでいった」とベツレヘムの地質学者アイル・ハティブさんは悲痛に訴える。(エルサレム、4月6日、共同)

イスラエル軍は、「テロの基盤を破壊する」という名目で、戦車や難民キャンプの住宅を押し潰し救急車にも攻撃を加えるなど自治区のインフラ基盤を徹底的に破壊し、多くの住民を殺りくした。

昨年9月に始まった第2次インティファダで、イスラエル軍は、この2年繰り返したパレスチナ自治区(ヨルダン川西岸とガザ)に侵襲してきた。だが今回の大規模侵襲作戦に対するパレスチナ民衆の抵抗は、「予想をはるかに越えている」とイスラエル軍司令官が語っているように、パレスチナ側の文字通りの「捨身の徹底抵抗」に、早期鎮圧の目論みは崩れつつある。簡単にパレスチナ民衆の抵抗をくじくことができないと考えていたシヤロンは、その「抵抗の潜在力」を見誤ったと言える。

「テロ撲滅」「テロとの戦争」の名の下にイスラエルのシヤロン政権は、パレスチナ暫定自治(オスロ合意)の解体、占領政策の継続を正当化しようとしている。「テロ基盤の破壊」を名目にした侵襲作戦の真の狙いは、ここにある。

占領に抵抗し、民族自決権と独立・解放を求めるパレスチナ民衆の闘い・インティファダを「テロ」と規定することで、あらゆる暴力の行使を正当化するイスラエルのペテンを許してはならない。

たしかに多数の罪もない民間人を犠牲にしたパレスチナ人の自暴攻撃も悲惨なテロ行為と言えよう。だが「9・11」の無差別テロと同一視するのも、またパレスチナの苦難の歴史と現在を無視した非難も間違いである。なぜなら、パレスチナの若者が自らの命を犠牲にした自暴攻撃という絶望的な手段に訴えるを得ない背景には、国連の決議を無視する形でパレスチナを占領し住民の家々を破壊して入植地の拡大を続けているイスラエルが、圧倒的な軍事力で正当な自決権を踏みにじり命さえ奪い抑圧しているという苛酷な現実があるからだ。それゆえ「イスラエル軍のなすがままに耐えるより、何とかしなければと考える者が、過激な行動に出ることは当然の感情ではないか」と語るパレスチナ民衆の声をかみしめなければならぬ。

路上につぶせられ拘束されるパレスチナ人たちが、戦車で破壊される建物。電線も水道も断られた難民生活。イスラエル軍によるこうした蛮行にパレスチナ民衆の怒りはたぎっている。パレスチナ民衆のこの苦難を「我が身に起きた事」として受け止め、連帯を、

(1面から続く)

戦争にも反テロにも反対する！

4・28闘争にさいして我々が訴えた第3点目は、我々の闘いの基本的なスタンスとウェクトルである。我々は、何よりも帝国主義の暴力・搾取・抑圧との闘い、すなわち反帝国主義の立場を鮮明にしてこそ、グローバル・リベリションの矛盾と犠牲をこうむり、貧困と失業のどん底にあえいでいる人々、底辺・下層の労働者や、全世界の搾取・抑圧に苦しむ民衆と連帯して、反グローバル・リベリズムの新しい国際主義の思想と行動と連帯を前進させていくことができると考える。

そこで、「9・11テロ」以降の世界と思想状況において留意しなければならぬ点がある。それは、「テロと戦争」の二分法に単純化されたパラダイムを自明の理として、「テロ」という用語が政治的に多用されているその「いかかわり」に無自覚のまま、しかもこれを大衆運動・反戦運動の「踏み絵」に(平然と)するような在り方、こうした論理に基づいて「テロ」にも戦争にも反対」という立場を貫いて反戦闘争を前進させていくというのは、間違っている。

このままでは、国際的な反グローバル・リベリズムのうねりからも取り残されかねない。仏ルモンド紙の特派員も「日本にはなぜ反グローバル・リベリズム運動がないのか」と指摘(4・29付毎日)。

「個人力や一党一派の力では、いかんともしたがた」という今日の状況の中で、旧来のセクト的な枠組みを乗り越えて、力を合わせて団結して行動すれば、「世界は変えられる」、「どんな困難な変革も少数の闘いから始まる」、という気概をもって、思想的な希望と政治的な展望をうかがっているパレスチナ民衆や今や反グローバル・リベリズム運動の先駆的存在と見なされているメキシコ・チアパスで武装蜂起して闘っているサパティスタ(EZLN)に連帯できるのだろうか。

「9・11テロ」後の善悪二元論に立った米帝の「ブッシュ・ドクトリン」——「反テロ国際協働体制」も「テロにも戦争にも反対」の運動論も、ともにパレスチナ問題その破綻を露呈したと言えまいか。我々は明確に「戦争にも反テロにも反対」の立場を貫いて反戦闘争を前進させていくというのを、間違っていないと考える。

槇 渡

「共産主義」18
共産同政治理論誌

《特集》
レーニン組織思想の
エッセンス

共産同第2回総会
中央委報告／規約

暫定滑走路開港NO! 4・14三里塚闘争に決起

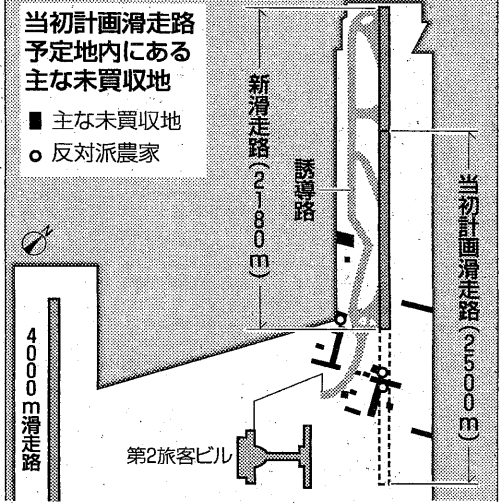
暫定滑走路供用開始を目前に控えた4月14日、三里塚現地でも全国総決起集会・デモが1550名の結集で開かれた。基調報告に立った北原敏治事務局長は「暫定はあくまでも暫定。36年間の闘いは正義であった。我々は、あらためて廃港を宣言する」と力強く訴えた。敷地内を代表して市東孝雄さんは「公団の傍若無人ぶりがエスカレートしているが、絶対に負けな

い。パレスチナの闘いを見れば民衆の抵抗を力で抑えることはできない。私も一歩も引かない」と断固とした決意を表明した。敷地内東峰を代表して萩原進さんは「この2年間、彼らは一坪の土地も取得できていない。今また『2004年完全空港化』を言い始めているが、三里塚の闘いは必ず勝るといえることを確信しよう」と新たな闘争宣言を発した。集会後、反対同盟を先頭に敷地内をデモ。暫定滑走路に怒りのシュプレヒコールを叩きつけた。

4・14全国闘争に我々は労働者全国実行委の隊列をもって参加した。4月6日には、山谷労働者も交えての学習・交流会を行い、当日は、山谷、新宿、池袋、釜ヶ崎からの結集で前段集會を勝ち取った。初めての参加者も多く、日雇い・野宿の仲間たちから学生も含め、統一隊列でもデモを貫徹した。

4月17日には、天神峰に「成田空港絶対反対」と英文を加えた新しい大看板が設置された。供用開始の4月18日当日には、頭上40メートルをジェット機が通過する中を抗議デモが闘い抜かれ、騒音調査もスタートした。当日の記者会見ではまず読売新聞への弾劾が集まった。読売は4月17日の社説において、「用地内の居座りは国民的迷惑」

「国土交通省と千葉県は反対派との話し合いを続ける方針だが、その法的手段による解決を検討すべき」と強制収用を煽っている。反対同盟は撤回と謝罪を要求、誠意ある回答がない限り、取材拒否・不買運動を呼びかけると宣言した。その上で「空港反対同盟は全世界の航空会社に訴える。36年間一歩も引くことなく闘ってきた三里塚の農民はさらに100年闘い抜く」と「反対同盟は一切の『話し合い』を拒否する。開港による追い出し攻撃を粉砕しこれまでもおり農業を続けたい」と弾劾声明を発した。農地蹂躞・生活破壊の暴挙を許さず、敷地内農民とともに闘い抜く。



▶写真右上が暫定滑走路。写真中央や右側に農地があり誘導路がへの字型に曲がる。



ホームレス特措法 自立支援に名を借りた 排除を許すな!

4.27隅田川春まつり成功
5.1全都野宿者メーデー

4月27日、「オレたちはここで生きてくノオレたち」には仲間がいるノオレたちの越え、春を迎えたオレたち私たちの『まつり』をやるソノ』の呼びかけで、隅田川で初めての春まつりが、成功裡に勝ち取られた。隅田川にテントを張る約千名の仲間を対象に、毎週土曜のバトルと寄り合いが定着して1年、福祉行動や対行政交渉、月1回の医療相談の積み重ねの上で、まごりの実行委を立ち上げ、山谷・隅田川・上野の仲間たち、ともに隅田川の取組みを担ってきた「ほしのいえ」や医療相談会実行委のメンバーが協力して準備がすすめられてきた。会場

のつき山には300名を越す仲間たちが続々と集まってきた。炊き出しと麦茶ハイクが配られ、屋台では、焼きたちのソーセイシ、豚キムチ、缶ビールと、会場は祭りらしい雰囲気に包まれた。さらにアルミ缶の買い取りも実行委で行われた。仲間の司会で開会が宣言され、山谷争議団のあいさつが定着して1年、綱引きや缶釣りゲームに大勢の仲間が参加し、盛り上がりがあった。そこで、命と宝ネットワークの太田武三さんの三線で歌と踊りを楽しんだ。最後に、この祭りを仲間の手で作り上げた成果を5・1メーデーにつなげていこうと全体で確認した。

5月1日、新宿・柏木公園で8回目になる全都野宿労働者メーデーが約350名の野宿労働者、支援者の結集で勝ち取られた。小泉政権発足から1年、失業者は空前の数に上り、多くの労働者は「痛み」を強制されている。今こそ底辺・下層から闘いの烽火を上げる時だ。新宿の沿道で「仕事をよこせ、屋根をよこせ、追い出し辞めろ」の声を響かせ、都庁に「東京都はオレたちの声を聞け」とシュプレヒコールを叩きつけた。山谷からは、春祭りを勝ち取った地を打ち固め、100名近くの仲間が結果し「排除を許さず団結して闘い抜く」と

4・21 アンシエ21 年次大会開催される

「アンシエ21」が発足してから3年。第4回年次大会が4月21日、中央大学市ヶ谷キャンパスで開催された。午前中の総会では事務局長の橋本盛作氏から第3年度の活動報告と次年度計画などの議案が提起され確認された。

午後からは6つの分科会による討論が行われ、その後、記念講演として米国のフランクフルト学派のナンシー・フレイザーさんの「9・11テロとアメリカの知識人」と題する講演が行われた。

3年にわたって由井格氏を中心に続けられてきた「日本共産党研究」は、党史から抹殺され闘いに葬られてきた事実——戦後占領期の下山・三鷹・松川等ヶ谷キャンパスで開催された。分裂時期の軍事方針等を掘り起こし、封印された歴史の暗部に光をあててきた。

「負の歴史」へのこのいさな追究は、過去を清算しようという安易な動きもあるだけに、また、スターリン主義と根底的に解決し止揚できなかった(かつてのマルクス主義者の中に自らの火の粉を払おうと「スターリン主義切り」に走ったり、マルクスやレーニンに自らの失敗の責任を転嫁して時流にこぼるような思想的変節が見られるだ

ATTAC Japan 4・26反WTO集会開く

4月26日(土)サン・ジョージと反グローバルバリエーションを考案する集いが東京・渋谷労働福祉会館で50名余が参加して盛大に行われた(主催・ATTAC Japan)。サン・ジョージ(フランス在住)は「な

ぜ世界の半分が飢えるのか」(80年)をはじめ、南北問題を中心に多くの問題提起を行ってきた。現在のATTACフランスの副代表を務めており、反グローバルバリエーションの先頭で発言している。今回の催しは新刊の『WTO(世界貿易機

関)徹底批判』(杉村昌昭訳・作品社)の出版を記念して試みられた。ちょろとNHKの特集番組でATTACの運動が詳しく紹介された直後ということもあって予想を大幅に超える参加者となった。集會は世界社会フォーラムのビデオ上映の後、記者の杉村昌昭(関西ATTAC Japanでも活動)から本に発信してくれた。集會の成功をグローバルバリエーションと対決する国際連帯運動の前進へ結びつけていこう、

すう」に無縁では、いられない。この重い事実には私たちは自覚的に向き合おう。この国の左翼運動の歴史を振り返ってみると、この「難問」から逃避してきたことが、いま重くのしかかっているのではないが、過去の過ち、歴史の教訓に学ぶことの大切さをかみしめた彼らも、また、「歴史の帰

敗北に迫られることを意味する。「反動分子」という汚名をきせられ粛清された切り捨てられていくた一人一人の「生と死」が軽んじられたままではいられない。「死者たち」は自らを語ることで生きていく。だが「歴史の検証」にさらされることから逃れることも、また、できない。彼らも、また、「歴史の帰

「復帰」30年弾劾！沖縄闘争へ

4・11イスラエル 大使館へ向けて 弾劾行動を貫徹

反戦闘争実行委は、4・11イスラエル大使館への抗議行動から4・28安保50年「沖縄」復帰30年弾劾の中央闘争を闘い抜いた。この地帯を、5・19「復帰」30年記念式典弾劾沖縄現地闘争から、5・6月の有事立法成立阻止へと上りつめていく。

4・28は、日本が占領から独立した年であるとしても沖縄が軍事占領下に置かれた年です。この年以降、沖縄の米軍基地が強化され、一筋剣とブルドーザーで有無をいわぬ土地収容が進行されたのです。「72年の「復帰」の実態は何だったか？私たちが、基地をそのままにして日本の主権が及ぶのはおかしいと訴え続けてきた。沖縄の「復帰」を通して、憲法の形骸化も今日の有事立法の動きもよく見える。沖縄が日本の戦後から現在の矛盾を反映しているのです。沖縄では、有事立法状況すなわち沖縄の民衆の無権利状態は、つとめてきたことを見れば、「この30年は何だったのかの問いかけが始まっている。既成の革新政党は、振興策の前に無力だ。違憲選択肢があるはずだ。それ

5・19「復帰」30年 記念式典弾劾行動へ

5月19日、「復帰」30年祝賀記念式典が沖縄では初めて政府と県の合同開催で大々的に行われようとしている。政府からは、首相小泉、衆参両院議長、最高裁判官の「三権」の長に加えて、現地闘争に決起しよう、

4・20治安法と対決する 全国集会を勝ち取る

4月20日、「破防法・組対法・盗聴法大改悪許すな」として、怒りのシュプレヒコールを叩きつけた。パレスチナ人民との連帯をかけた「シャロン政権の暴虐を許さない闘いを今後とも広げよう」。

沖縄「復帰」から 有事立法の本質を 照らしたす

4月28日の集会(一面参照)では、島田正博さんが沖縄の戦後史を闘いの側から捉え返しながら次のように語った。「私たちがこらえて52年の

言論・表現弾圧の 悪法の枢軸を撃て！ 「個人情報保護法案」 「人権擁護法案」の問題点を暴く

「メディア規制3法案」と呼ばれる言論・表現弾圧の悪法がその姿を表した。「個人情報保護法案」、「人権擁護法案」、「青少年有害社会環境対策基本法案」の3点セットのことである。この内、「個人情報」と「人権擁護」の2法案は4月下旬から国会審議が開始され、小泉政権は「有事3法案」とともに今国会での成立を図っている。ここでは当面する2法案の狙いと問題点について検証したい。いずれも、法案のネーミングからして、あたかも個人の権利を守るがための印象を与えているのがまず曲者である。しかも、法案そのものを読む限りでは、どこが言論・表現弾圧にあたるのかが分らない。

先行した「個人情報保護法案」は既に昨年3月に提出され、継続審議になってきた。最初に反対の声を上げたのは、フリージャーナリストのグループ(吉岡淑、吉田司、斎藤貴博、佐野真一、魚住昭、橋本克彦らの「共同アピールの会」)であった。当初は「雑誌ジャーナリズムのキャンセル取材に中止めがかる」問題程度に受けとめられ、労働運動や市民運動の関心はほとんどなかったに等しい。なかつ、

「報道機関は除外する」と呼ばれる言論・表現弾圧の悪法がその姿を表した。「個人情報保護法案」、「人権擁護法案」、「青少年有害社会環境対策基本法案」の3点セットのことである。この内、「個人情報」と「人権擁護」の2法案は4月下旬から国会審議が開始され、小泉政権は「有事3法案」とともに今国会での成立を図っている。ここでは当面する2法案の狙いと問題点について検証したい。いずれも、法案のネーミングからして、あたかも個人の権利を守るがための印象を与えているのがまず曲者である。しかも、法案そのものを読む限りでは、どこが言論・表現弾圧にあたるのかが分らない。

「報道機関は除外する」と呼ばれる言論・表現弾圧の悪法がその姿を表した。「個人情報保護法案」、「人権擁護法案」、「青少年有害社会環境対策基本法案」の3点セットのことである。この内、「個人情報」と「人権擁護」の2法案は4月下旬から国会審議が開始され、小泉政権は「有事3法案」とともに今国会での成立を図っている。ここでは当面する2法案の狙いと問題点について検証したい。いずれも、法案のネーミングからして、あたかも個人の権利を守るがための印象を与えているのがまず曲者である。しかも、法案そのものを読む限りでは、どこが言論・表現弾圧にあたるのかが分らない。

「お上の判断に間違いはない」というのだ。そもそも元をたどれば、93年に国連が「国内人権機関の地位に関する原則」(パリ原則)を採択した時に、日本政府は無視を決め込んだ。国連の勧告では、代用監獄や刑務所における人権侵害の改善も主要課題ではあったのだが、日本の法務省がこの領域についてもっとも不熱心であることは過去も現在も変わらないし、今回の法案でも触れられていない。しかも、勧告は政府機関による人権侵害を救済するため、国家3権から独立した組織が必要とされているのに、実際がこれでは国際的難題も免れない。

その上で、「まず、報道機関の自主規制が図られるべきだ」(法相・森山)と強弁している始末だから本末転倒もはなはだしい。「個人」と同様のすり替えの論理と「まさか」といえる。五十嵐二葉弁護士によれば今回のメディア規制3法案は、99年以降の組織的犯罪対策法、国旗・国家法、少年法改悪、有事立法と続く人権制限に走る流れにあるとして、「組織犯罪対策が国際条約の履行とされ、有事立法が安全保障体制の実施とされるように、これらの人権制限立法はローバレーションの負の一面である」と説く。

メディア規制法反対運動が作家・ジャーナリストを先頭にメディア関係者組など活性化しつつあるが、有事法・治安法反対のうねりのなかで、より広範な共同戦線で「悪法の枢軸」を打ち砕かねばならない。

(藤川次郎)